

# 家畜衛生課

## 口蹄疫ウイルス及び鳥インフルエンザウイルスの侵入防止対策へ御協力をお願いします。

2017年1月以降、中国、韓国、モンゴルにおいて口蹄疫が発生しています。

また、鳥インフルエンザは、昨年11月以降、韓国や台湾等の近隣諸国のみならず、日本の家禽飼養農場や野鳥でも発生が確認されています。特にお隣の韓国では家禽383件・野鳥65件の発生がみられ、日本においても家禽12件・野鳥230件の発生が確認されています。

畜産関係者におかれましては、下記のような対策を取り、ウイルス侵入防止に努めて下さい。また、家畜を飼養されていない方におかれましても、家畜飼養農場内への不要な立ち入りを控える等、ウイルス侵入防止対策への御協力をお願いします。

- ① 口蹄疫発生地域への渡航は、可能な限り控える。  
止むを得ず渡航する場合は、次のことに注意する。
  - 畜産関連施設に立ち入らない
  - 動物との不要な接触を避ける
  - 肉製品等を持ち帰らない
  - 帰国の際には到着した空海港の動物検疫所カウンターに立ち寄る  
帰国後一週間は必要がある場合を除き衛生管理区域に立ち入らない。海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込まない。
- ② 衛生管理区域に必要な人は立ち入らせず、物を持ち込ませない。  
やむを得ず人の立ち入りや物の持ち込みがある場合は、消毒等の措置を講じる。
- ③ 家畜の口蹄疫を疑う症状がみられた場合は、速やかに獣医師または家畜保健衛生所に連絡する。

### 近隣国における口蹄疫の発生状況（2017年1月以降）

